

平成27年1月から高額療養費の自己負担限度額が見直されます

平成27年1月より、70歳未満の方の自己負担限度額が現行の3区分から5区分に細分化されます。

健康保険では、1ヵ月の医療費の負担額の上限を「自己負担限度額」として定めています。上限を超えた場合は、高額療養費として超えた額の払い戻しが受けられます。



70歳未満の方の自己負担限度額

平成26年12月まで

| 所得区分 | 自己負担限度額 |
|---------------------------|--|
| 上位所得者 標準報酬月額 53万円以上 | 150,000円+(医療費-500,000円)×1% 〔多数該当:83,400円〕 |
| 一般所得者 上位所得者・ 低所得者以外 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔多数該当:44,400円〕 |
| 低所得者 (住民税非課税) | 35,400円 〔多数該当:24,600円〕 |

平成27年1月から

| 所得区分 | 自己負担限度額 |
|---------------------|---|
| 標準報酬月額 83万円以上 | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〔多数該当:140,100円〕 |
| 標準報酬月額 53万円～79万円 | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〔多数該当:93,000円〕 |
| 標準報酬月額 28万円～50万円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔多数該当:44,400円〕 |
| 標準報酬月額 26万円以下 | 57,600円 〔多数該当:44,400円〕 |
| 低所得者 (住民税非課税) | 35,400円 〔多数該当:24,600円〕 |

高額療養費の計算ルール

- 計算は1ヵ月単位で医療機関別、外来・入院別で計算されます。
- 同一世帯の21,000円以上の支払いは合計されます。
(当健保組合に加入している被保険者・被扶養者を同一世帯といいます。)
- 高額療養費の対象になった月が直近12ヵ月で3回以上あるときは、4回目から「多数該当」になり、自己負担限度額が引き下げられます。

※高額療養費の対象となるのは健康保険が適用される検査や治療です。先進医療の費用や個室に入院した際の差額ベッド代、入院中の食事負担などは対象外となりますので、除いて計算されます。

※当健保組合は自動払いになっていますので高額療養費の申請手続きは必要ありません。
(退職等により資格を喪失した方を除く。)

※支払いは、診療月の概ね2ヵ月後に会社を通じて行います。(任意継続被保険者、資格喪失者は個人口座へ支払います。)

限度額適用認定証で窓口支払い額が軽減されます

高額療養費は支払い後に自己負担限度額を超えた分が払い戻されるしくみですから、いったんは高額な医療費を窓口で支払う必要があります。

そこで、事前に健保組合に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、支払い額が自己負担限度額までで済みます。限度額適用認定証は外来・入院のどちらでも使用できます。

手続きは「限度額適用認定申請書」(健保組合のホームページから印刷できます。)に対象者の健康保険証(原本)を添えて健保組合に提出してください。

※限度額適用認定証は、ご使用後は健保組合に返却してください。

詳しくは健保組合までお問い合わせください。